

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（360））

2. 日時：令和2年10月16日 10時20分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、宇田川安全審査官、照井安全審査官、
桐原調整係長、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他15名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、きっと規制庁のウダガワです。ただいまから中国電力
0:00:10	島根に合同のヒアリングを始めます。それでは資料の確認からお願いします。
0:00:21	はい、中国電力の永田です。それではまず竜巻のほうからまず資料の
0:00:30	説明番号の説明をさせていただきます。竜巻につきましては、令和2年10月15日に提出させていただいております。
0:00:39	EP04 損壊 21 のシリーズで、括弧の設の録画、説明をパワーポイントになります。
0:00:49	それから、括弧の下1が審査会合における指摘事項に対する回答一覧表。
0:00:57	それからカッコの会議がヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表です。
0:01:05	続きましてこの記載がないものがまとめ資料となります。
0:01:12	続きまして、括弧費が比較表になります。
0:01:19	資料は以上、竜巻の資料は以上ですが、おそろいでしょうか委員長の方から資料はそろっています。説明のほうをお願いします。
0:01:29	はい、中国電力の永田です。それでは節の6のパワーポイント資料を用いまして説明をさせていただきます。
0:01:40	前回からの主な変更点について説明させていただきます。2ページ目をお願いいたします。
0:01:49	回答の部分ですが、今回横滑り対策エリアについても御指摘いただいた事項も踏まえまして、1号建物障害物として考慮する案2というものも検討いたしましたということで、
0:02:05	図のほうは配置案2ということで記載をしております。それからこの案を検討した結果、結論として今後合理的な維持管理が可能となる案1、
0:02:18	の通り、竜巻の横滑り対策エリアを設定したいと考えております。設定の考え方及び維持管理の方法を3ページ目に示しております。
0:02:32	3ページ目につきましては、竜巻欲求の横滑り対策エリアの設定の考え方は維持管理の方法ですが、こちらの内容につきましては、
0:02:45	単一の部分。
0:02:47	前回から追加をしてあんの部分は前回ご説明させていただいた内容を、はい。基本的には内容変えずに整理をしております右側に、一番右の列に評価という欄を
0:03:02	加えまして、案につきましては複数の種類の障害物が横滑りを防止する設備となるが、維持管理は可能だと、ただ1と比べ合理的とは言えないという評価をしています。ITにつきましては他条文で管理をしている設備を持って

0:03:22	横滑り対策を
0:03:24	防止しますので、こちらのほうが合理的な管理が可能だということで、資料のほうをまとめさせていただいております。
0:03:35	まとめ資料につきましても、はい。案1、
0:03:39	の方向で資料のほうは修正をして対応する部分を修正しております。
0:03:49	説明は以上になります。
0:03:52	規制庁の高原です。それでは、質問コメントありましたらお願いします。
0:04:02	規制庁の田川です。
0:04:06	回答のパワーポイント資料の3ページのところなんですけれども、その案に対する評価として、最後のところですね。しかし、案1に比べ合理的とは言えないと。
0:04:21	説明されていますけれども、なぜ合理的等言えないと判断されたのでしょうか御説明ください。
0:04:31	はい、中国電力の永田です。
0:04:35	はい。しかしの前に記載させていただいておりますように、複数の障害物が横滑りを防止する。
0:04:42	設備となるということで、左の維持管理の方法、それからのところのですね、二つ目のポツ、
0:04:53	ですけれども、
0:04:56	はい。
0:04:58	1号炉でしょうしてた真四角も込みの設備につきまして、新たに横滑りを防止する設備としては
0:05:07	考慮して点検等の維持管理をしていくというようなこともございますので、どちらが合理的かという、はい、やはり案1のほうが合理的というふうに評価をいたしました。以上です。
0:05:24	はい、規制庁のウダガワです。今ただいま御説明いただいたことはよくわかりましたか。
0:05:31	説明資料として今の
0:05:35	御説明いただいた内容を記載いただくことはできますでしょうか。
0:05:43	はい、中国電力の永田です。はい、評価のところにとちょっと説明を追記をさせていただきたいと思います。以上です。
0:05:52	規制庁の小高です。その他コメントございますでしょうか。
0:05:59	規制庁のウダガワです。2ページ目の回答のところなんですけれども、読み上げますが、横滑り対策エリアについて、今回の指摘事項踏まえと記載されていますけれども、

0:06:13	今回のというよりは、前回会合でのという法科正確ではないかと思いますがいかがでしょうか。
0:06:25	はい、中国電力の永田です。はい。
0:06:28	前回の会合の指摘ということですので廃棄され適正化いたします。
0:06:35	以上です。よろしくお願いします。
0:06:38	そのほかございますでしょうか。
0:06:50	はい。
0:06:55	はい。
0:06:58	規制庁のキリハラです。
0:07:00	3 ページなんですけれども、この冒頭にウダガワが申し上げた点が一番大事なかなと思ってるんですけれども、細かい意見として、
0:07:13	左横滑り横滑り対策エリアの設定の考え方の案の 2 の部分で、
0:07:20	この段差の部分については記載がないんですけども、維持管理の方法についてはあるんですけども、一応段差についても、あんまり考慮していると思うので、一番左の列の部分には探査についても触れておいていただけますでしょうか。
0:07:40	はい、中国電力の永田です。はい、段差についても記載するように修正いたします。以上です。
0:07:49	規制庁のウダガワです。そのほか質問コメントありますでしょうか。
0:08:00	はい。
0:08:06	そのほか、中国電力のほうから御説明
0:08:10	ありませんでしょうか。
0:08:14	はい、中国電力の永田です。こちらから追加の説明等はございません。以上です。
0:08:45	規制庁の田川です。ただいま中国での科学的に合ったヒアリングに採用についてはヒアリングで理解いたしました。
0:08:57	DB分についてはヒアリングは以上で終了しますがこの後、SAがありますので、またその時お願いします。それでは、dB部についてはこれで終了します。
0:09:10	ありがとうございました。
0:09:13	はい、ありがとうございました。
0:09:21	規制庁のテルイです。ええとSA側準備できましたので、ヒアリング再開したいと思えますけれども、
0:09:34	また、今回もあれですかね、原子炉制御室からということによろしいですか。
0:09:40	はい、中国電力タニグチでございます。それでは、原子炉制にするから説明させていただきます。はい。よろしくお願いします。

0:09:50	それでは、原子炉制御員につきましてまず資料番号の確認からさせていただきます。本日の資料につきましては、1点、Fa59条の資料の2、10月5日提出のEP060回61応、
0:10:07	となりまして、その他の資料は59条補足技術的能力に16条等につきましては10月15日提出いたしましたTPで60回62シリーズ欲しいをいたします。
0:10:22	それぞれ括弧なしがまとめ資料比較表がカッコ1書いてございます。また、パワーポイントとして括弧説明に
0:10:33	介護席次効率として会議を公開1ヒアリング確認事項リストとして括弧会議を使用いたします。
0:10:44	資料をお手元にお揃いでと独立したら御説明のほうから変えさせていただきます、説明を開始させていただきますと思います。
0:10:52	システムがトリップ穴資料ほどそのテーマ台帳上のため確認ですけどあの10月15とおっしゃってましたけど10月14提出でいると。
0:11:01	持っております。10月予定してございます。はい。はい、大丈夫です。
0:11:09	はい、それでは、中国電力フジキです。それでは説明の崩壊させていただきます。前回のヒアリングにていただきました個確認事項についてお出ししているヒアリングにおけるコメントリストに沿って御説明をさせていただきます。なお、コメントリストについてですが、規制庁さんの本ページにおいて、
0:11:27	挙げられております議事録、議事要旨と少々表現等は異なっている箇所がございますけれども、各記載の内容について概ね位置しているものというふうにご考えております。ただし一見技術的能力の記載に関するコメントにつきまして、弊社のリストのほうでちょっと触れられてないものがございますので、
0:11:47	これにつきましては後程説明の後に御説明をさせていただきますと思います。
0:11:52	それではまずパワーポイントAについて修正箇所を個目の確認事項一側にいただいた10ページとして、まず2ページ目をお開きください。2ページでいただいた確認事項です。
0:12:09	把コメントリストのナンバーで言うと55番になりまして、現実に近い条件の評価のインリーク評価地点について、
0:12:18	放出点と評価地点の位置関係がわかる図面を用いて説明することよりも記載することということでございまして、こちらパワーポイントの10ページ。
0:12:29	1ページをご覧ください。
0:12:32	こちらに現実に近い条件の評価における放出点と、外気取入口の位置関係を示しております。
0:12:43	なお、インリークの濃度の評価視点につきましては被ばくの影響が最も大きいフィルターベント配管放出さんからの菜園棒地点として制御室建物の北東一の端へ断面としては一番低い地上0mの地点を

0:13:00	評価点として設定しております。No.55については以上です。続きまして2ページ目、PowerPoint2ページに戻りいただきまして、にもう一つコメントが2ページ目のコメントとして、No.50コメントリストのNo.56。
0:13:17	放出点についてSGT排気孔等に設定していることを説明することです。これにつきまして表23-1の中の表現。
0:13:30	記載を見直しております。制評価について読み上げますと、SGT排気管法律団地条110mと外気取入口資料15mを同じ高さ地上約10mに設定、同じくフィルタベントの排気管につきましても、フィルタベント排気管法律短地上50mと。
0:13:49	外気取入口地上15mを同じ高さ以上50メートルに設定しております。一方で現実に近い条件の評価におきましては、読み上げますと、SGT排気管法律案101条110mと。
0:14:04	外気取入口地上15mをそれぞれの高さに設定されたベントにつきましては同様でそれぞれの高さに設定ということで記載を皆をさせていただいております。
0:14:15	No.56については以上です。
0:14:18	パワーポイント3ページ目をお開きください。
0:14:22	3ページと4ページ、同様に共通でいただいているコメントといたしまして、コメントNo.で言うと57。
0:14:29	No.57。
0:14:31	ミナミのなります。被曝評価の主な被ばく評価結果の説明。
0:14:37	援助者が明確なりを定義するのに出て検討することということでございまして、ここでのページの説明は各運転モード別評価条件別の評価結果の結果を比較するというのでございまして、以前にはおつけしておりました放射性物質の放出トレンドについては、本。
0:14:56	パワーポイントでは不要という。
0:14:58	いうと考えまして代わりに、うん各運転モードのタイムチャートをお付けすることとしております。
0:15:06	続いて5ページ目をお開きください。
0:15:17	5ページ目、コメントNo.58番です。
0:15:21	ベント時間8ベントを8時間と10時間における中央制御室内の線量率について説明すること、また、運用変更の意図について説明することでございます。こちらはですけれども、こちらのページにつきましては、
0:15:36	5ページ目の中ほどに二つの矢羽の下に記載ありますように、また加圧運転を継続する場合、
0:15:44	待避室を対比した時点での線量率は約0.4mSv/hにあるが、

0:15:50	THAI循環運転に切り替える場合 8 時間後に待避室を退室した時点での線量率は約 5mSvとなるため、
0:15:59	待避室の滞在時間を 8 時間から 10 時間に延長するこの結果、退出した時点での線量率は約 2mSv/hに低減することから、運転員の被ばくは加圧運転を継続する場合と比較して、約 0.4mSv減少する。
0:16:16	ということで記載を見直すさせていただきます。ありがとうございます。
0:16:24	続きましてコメントNo.59 ですけれども、大変時間 8 時間から 10 時間に変更することで、屋外や緊急時対策所の作業に影響がないことを説明することということでいただいております、こちらについては同じく 5 ページ目の一番下のパラグラフ、
0:16:42	に記載ありますように、なお、緊急時対策所での退避時間を 10 時間であり、中央制御室での大半退避時間を 8 時間から 10 時間に変更しても、屋外作業がないことから影響はないということで記載を見直すさせていただきます。
0:16:58	コメントリストNo.60 については、Release的能力の記載に関する資料の記載に関するコメントでございまして、ポイントの説明が一通り終わった後で御説明させていただきますと思います。
0:17:10	続いて、Point7 ページ目。
0:17:13	お願いします。
0:17:22	7 ページ目に関するいただいたコメントいただいているコメントがナンバー61、現場操作が必要な考え方について指摘事項に対しては直接的に説明することということで、こちらについて回答の一番最初のパラグラフに記載しておりますように、SA時の中央制御室換気系の運用にあたっては、
0:17:42	給気隔離弁を全開状態にする維持する必要があるが、
0:17:46	換気系隔離信号の発生により給気隔離弁が自動で全閉し、系統構成を阻害することがないよう、現場に手動ハンドルにより給気隔離弁を強制的に全開状態とした上で、外気取入調節弁を中央制御室から手動操作し、
0:18:03	調整開にして加圧運転、また全体全閉にして再循環運転へ切り替えることが可能な設計としているということで記載を見直すさせていただきます。
0:18:13	同じく 7 ページ目の 7 ページでのコメントで 62 番、No.62 でございますけれども吸気隔離弁について現場で強制的に開状態としていることについて説明することございまして、こちら(1)給気隔離弁の二つ目のパラグラフに、
0:18:31	記載しておりますように、
0:18:33	駆動装置、駆動減喪失が想定されるSA時では政治はフェイルクローズ設計のため、吸気隔離弁を全閉となっており、中央制御室からの開動作ができる。

0:18:45	系統構成を再循環運転から加圧運転切り替えるためには、現場にて吸気隔離弁を全開操作する必要があるとなります。
0:18:55	駆動部に設けている手動ハンドルによる給気隔離弁の強制開操作はアクチュエータによる動作により優先されるため、確立に当該弁の全開状態を維持し、加圧運転を継続することが可能であるということで記載を見させていただいております。
0:19:11	続きまして 8 ページ。
0:19:13	8 ページ目をご覧ください。いただいているコメントがコメントリストNo.63 で設備対策を行わないと判断した結果、検討結果について、被ばく評価の内容を充実して説明することです。
0:19:28	こちら回答の最初に
0:19:31	記載をさせていただいておりますように、ナンバー23 の回答に示す通り、フィルタベント実施時に加圧運転から再循環運転に切り替えるとともに、退避時間を 8 時間から 10 時間に変更します。これによりSA評価及び現実的な条件の評価のいずれにおいても合理的に、
0:19:50	被ばくを低減することができると考えておりますというふうに記載させていただいておりますように運用面での運転モードに変更及び設備面でのボンベ本数変更退避時間を延ばすということで被爆低減を行っているということを記載しております。その上で、
0:20:08	待避室内での切り換えに関する設備対策を行うことについて検討結果表 25-1 の検討結果に記載しておりますように、設備対策による、
0:20:19	被ばく低減効果は性評価において済シーベルト現実的な評価においてはさらに小さくなることから、効果は限定的ということで記載を見直させていただいております。
0:20:31	パワーポイントの確認事項については説明以上になります。
0:20:35	続きまして、技術的能力の資料に出していただいているコメントということでちょっと飛ばしたんですけど飛ばしましたけども、ナンバー60 のコメントになります。
0:20:50	コメントですけれども、換気隔離と系統隔離運転について系統構成の相違を踏まえて整理することです。
0:21:01	こちら技術的能力の資料ですけれども、まとめ資料の通しページで 11R1、
0:21:11	ページをお開きください。
0:21:16	1.1. 16 のQR1 ページです。
0:21:24	こちら 11R1 ページの囲み操作手順の③のところですがけれども、前回資料では中央制御室の換気隔離するというふうに記載しておりましたけれども、今回この今回の資料では中央制御室を

0:21:40	中央制御室の換気隔離するという表現について、
0:21:46	その記載ですと中央制御室の換気系から隔離するというふうに読めてしまうため、ここでは単純に／調節弁を中央制御室
0:21:56	外気取入調節弁を併走させるということで記載見直しさせていただきました。
0:22:02	No.60 については以上でございます、同じページですけれども技術的能力の同じページですけれども、①の手順の当直副長は
0:22:13	手順着手の判断基準に基づき、運転員に中央制御室換気系を加圧運転とするための系統構成及び加圧運転での起動を指示するという記載につきまして、前回のヒアリングで①が①の
0:22:29	基準が昨日までの指示で 4 番の
0:22:33	ここ
0:22:35	拒んで申し訳ありません 5 番、⑤の
0:22:37	ところでえ加圧運転の開始という指示というふうに御説明をさせていただいておりましたけれども、
0:22:44	①の手順について加圧運転での準備操作であることを明確化するというふうに議事要旨のコメントをいただいたコメントがありましたので、この記載につきましては加圧運転での起動準備を指示するというふうに記載を見直し、審査会合での資料に反映させていただきたいと思っております。
0:23:06	説明については以上となります。
0:23:13	規制庁のテлуйですご説明ありがとうございますそれでは本件について何かご質問あります。はい。
0:23:28	規制庁のカドヤです。ちょっと今の最後の御説明のところで、技術的能力の資料のほうだとちょっと変更箇所がわかりづらくなる比較表だと何ページになるかちょっと教えていただきました。
0:23:43	少々お待ちください。
0:24:07	中国電力フジキです。比較表の 2210R1 ページです。
0:24:16	三番の③の
0:24:19	記載で操作するというので記載しており、変更しております。
0:24:37	形状の過程ですみません意義のあるところ、20-R1 の③の
0:24:44	もとは何でしたっけ。操作する。
0:24:47	が、
0:24:48	それちょっと今、何から何の変更すいませんもう 1 回ちょっと説明いただけますか。

0:24:54	中国電力事件さすいませんねとされ、マルマルさんの記載ですけども、中央制御室運転員Aは中央制御室にて中央制月換気系を系統隔離運転にて運転後、中央制御室外気取入調節弁を
0:25:11	操作し、中央制御室の換気隔離するという記載でございました。
0:25:15	閉操作し評価するの後に閉操作し、中央制御室の換気隔離するまで書いてあったのを変更して経営と達するで止めるというふうな変更となっております。以上です。
0:25:27	規制庁の岡です。了解しましたが換気隔離するっていうことがもう聞いてっていうことで説明を理解しました。
0:25:39	法令等の
0:25:42	消防法、
0:25:50	はい。
0:25:52	パワーポイント資料のほうになるんですけど6ページのところで最後の
0:26:01	待避中の待避中再循環運転の表23-2の上のほうの表で約35に合計値が変わってると思うんですけど、ここの人口が何の変更でしょうか。
0:26:15	中国遠慮フジキです。すいません。御説明が漏れておりまして申し訳ありませんでしたこちら、以前、
0:26:21	触れたところでございますけれども合計のところは基準である100mSvと比べる数字ということになりますので、こちらについては切り上げ処理が正しいことになっていたんですけども、前回お示した資料では、このこの記載だけの四捨五入での記載金融債となっておりますので、
0:26:39	正しい記載として見直して35ということで修正させていただいております。申しわけありません。
0:26:45	規制庁のカドヤです了解しました。
0:27:08	規制庁のテルイです。すいません、前回もお伺いしたかもしれないんですけど。
0:27:16	それと、待ち時間し、中操の退避時間8時間から10時間に変更してますけど、8時間のままだと。
0:27:29	どれぐらいになるんですけど、そのトータルの線量ですね。
0:27:39	中国電力フジキです。すいません。まず3ページ目をご覧くださいませとですね、ご覧いただきまして、SE評価の対比
0:27:52	堆肥ちゅう再循環運転ということで、約26というふうに書いてある数値、こちら、

0:28:00	が、と加圧運転継続と比較して 4mSv程度増加している状況となっておりまして、学び、こちら 8 時間、退避の条件ですけれども、4mSv程度なので従来のPowerPointからの説明からの
0:28:16	が増加するということになっておりまして、今回 2 時間増。
0:28:20	待避時間を延長したことによってこの世ミリシーベルト多かつカットしてさらにも 0.4 程度減少するというふうな結果になっておりますので、それらをすべて踏まえたと、結論 6 ページ目での結果としては、4mSv程度増加するというので 51 と書いてある数値が 55。
0:28:38	程度になるというふうにご考えております 50 以上です。トータルで
0:28:45	ただそれだけがわかりました 8 時間滞在 8 時間で再循環運転のこの部分が 4 mmぐらいかかるので、トータルとして今 10 時間で 51 になって書いてあるのが 8 時間だと 55 ぐらいになると。
0:28:59	ということですね。わかりました。フジキ。
0:29:09	国家を幾つ聞いて、
0:29:12	規制庁のカドヤ率の確認だけなんですけれども
0:29:19	例の循環
0:29:23	運転じゃないや野党加圧運転にするために、このフェイルクローズの例えば 7 ページの図で言うと①の弁ってというのは、強制的に対応して信号が入ってももう閉じないように、
0:29:40	飛沫ってということで、ある意味フェイルクローズの機能殺しに決まってることだと思んですけど、これ仮に炉心損傷を判断してもこの過圧でモードにした状態で、例えばその燃料取替階の線量値が急激に上昇して本来であれば、
0:29:59	フェイルクローズが働いて循環運転になるようなときってというのは具体的にどういう対応をその中操で手動でその対応するってということになるんでしょうか。
0:30:15	はい。
0:30:16	中国電力のタハラでございます。例えばうんその辺りですね、ここに運転にしたいときには、当図注の 7 ページの②ですね、②の面でちゅ制御室から手動操作できますので、ここで必要に応じて
0:30:33	平成する閉止で隔離運転するといったことも可能でございます。以上です。
0:30:39	可能なことは多分できるってことはわかってるんですけども、フェイルクローズ機能をこのしに行っているの、そこはちゃんと中央制御室で手動でタイマーもしそういうような状況になったら、
0:30:55	中央制御室で対応するようにしますという理解でよろしいですか。
0:31:01	はい、中国電力のタハラです。はい、御理解の通りです。
0:31:18	規制庁ちゃってるんでしょうか。何かありますか。

0:31:20	金利
0:31:24	そう。
0:31:27	規制庁の義崎です。Point7 ページで今課で質問に関連してたんですけども、フェイルクローズなんで、電源喪失でしまうんで、現場で開けるっていうのはわかったんですけども。
0:31:42	7 ページの(1)の最後のほうにアクチュエータによる動作より流線っていうのは、
0:31:50	多分これは電源喪失で約ちいたで、なんかアクチュエータの機能が作動しちゃうんですけどもそれよりも、現場の会議が優先されるってそういう意味だと思うんですけども。
0:32:02	松永口移転動作というのが、電源喪失というのをどう関係するんだっていうのが、
0:32:07	一般的にみたいな考え方だと思ったんですけども、そこは何か補足とか、ないですかね。
0:32:17	中国電力のタカダです。
0:32:19	今空気が空気作動弁ですので空気サトウ電源こういったものが設置されたの動作に必要なになりますので、ちょっと少し記載をちょっと見直したいと思います。
0:32:35	以上です。
0:32:38	規制庁予定です。了解しました結果より、
0:32:49	規制庁の通りです。点だけ単に表現ぶりだけなんですけども、5 ページ幅 5 ページ目のところのなお書き追記いただいたところですけど。
0:33:02	ちょっと読んでみて、すっと入ってもらわなくて、
0:33:07	多分順番が逆なんじゃないかなと思っていて、
0:33:12	なお書きでナカムラ中操を
0:33:17	の待避時間 8 時間から 10 時間に変更しても、
0:33:20	所そもそもから緊対所の退避時間が 10 時間になる。
0:33:25	屋外作業がない。
0:33:27	ので影響がない。
0:33:29	いうことでいいんですよ。
0:33:33	中国電力フジキ決済ご理解の通りでございますのでちょっと表現について見直しをさせていただきたいと思います。今の倍だからそのかつ 8 時間から 10 時間に変更しても屋外中操側が変更して僕が行かないみたいななど柔軟ちゃったので、ちょっと
0:33:48	適正化をしていただければと思います。

0:33:56	はい。そっか何かありますでしょうか。
0:34:02	よろしいですかね。
0:34:04	はい。それでは次に当監視測定の方に会議体と思いますので、御説明のほうよろしく申し上げます。すれば国は、特にいただかなくて結構ですので説明のほうから始めちゃってください。申し上げます。
0:34:24	中国電力のミナミ鉄あかん測定設備の資料は10月14日提出の資料としてそれではご説明をさせていただきます。
0:34:34	中国電力の原です。過温策定設備のコメント回答について、前回、ヒアリングで確認のあった内容についてコメントリストに沿って御説明させていただきます。
0:34:45	ヒアリングコメントリストの4ページをお願いします。
0:34:50	No.22から順に御説明させていただきます。
0:34:55	No.22ですけど、乾式モニタリングポストの配置及び代替測定場所に
0:35:02	石油危険区域を示すことです。パワーポイントの3ページをお願いします。
0:35:10	こちらに土石流の危険区域を無視しております。土石流危険区域については紫の黒の枠で示している箇所となります。
0:35:23	また本件に追加しまして、60条の補説の補足説明資料の99ページをお願いします。
0:35:44	こちらには土石流危険渓流もあわせて図示しております土石流危険渓流は水色の線で示しております。
0:35:54	山側に配置する可搬式モニタリングポストで土石流影響の受ける可能性のあるものについても、
0:36:01	代替測定場所へ変更する判断基準を記載しております。
0:36:06	山側土石流危険区域には含まれませんが、
0:36:10	土石流危険渓流があるための設計海側と同様に、土石流に備えた対応を判断する基準に該当該当した場合には、代替測定場所へ配置することとしております。
0:36:23	具体的には常設モニタリングポストのNo.234の
0:36:29	が対象となります。
0:36:32	なおNo.3モニタリングポストの代替として配置する可搬式モニタリングポストは、
0:36:38	来基本配置位置が、土石流危険渓流となっておりまたアクセスルート上での代替を考えている位置についても、この配置位置自体は、土石流危険区域ではありませんが、

0:36:53	この位置へアクセスするルート上に土石流危険渓流危険区域と危険渓流があるため、土石流発生時にはアクセスできないことが考えられますため、
0:37:06	土石流影響の可能性がある場合には、
0:37:10	式モニタリングポストNo.4 の代替地の東側、
0:37:15	に点線の
0:37:18	紫の丸で示している箇所へ配置することとしております。
0:37:23	No.20 については以上となります。
0:37:26	続きましてナンバー23 です。
0:37:29	パワーポイントの 2 ページをお願いします。
0:37:34	こちらに※1 として、緊急時対策所付近
0:37:40	及び海側No.1 は、本配置位置がアクセスする途上であるため、代替測定場所を設定していないを追加しております。
0:37:50	No.23 については以上となります。
0:37:55	続きましてナンバー294 です。
0:37:59	土石流発生に備えた対応を内雨量計に判断する本体雨量計により判断することをかんがみ、
0:38:07	可搬式気象観測装置の設置場所の妥当性を説明することです。
0:38:13	こちらについてまとめ資料、先ほどのページですけど、60 条補足説明資料の 99 ページをお願いします。
0:38:25	こちらについては、常設雨量計が機能喪失した場合に、構内雨量が確認できず、土石流発生に備えた対応をどのように判断して、可搬式気象観測装置の廃止配置場所を決めるかというものになります。
0:38:42	まず気象観測設備が機能喪失した場合には、可搬式気象観測装置を設置することとなりますが、
0:38:50	設置場所については、気象観測の連続性、また、
0:38:54	環境は変わらない場所として、気象指針に定めるの場を確保している。
0:39:01	常設気象観測設備の設置場所付近に配置することとしております。
0:39:07	ただし本設置箇所はアクセスルート付近でないこと及び土石流危険区域内であることから、配置できない場合に備えて代替測定場所、緊急時対策所付近に設定しております。
0:39:24	常設気象観測設備の機能喪失前で前の時点で来ない雨量計の辺りが、土石流発生に備えた対応を判断する基準に該当し、そのあと常設気象観測装置が機能喪失した場合は、
0:39:39	大体 1 に配置することを判断します。

0:39:43	しかしながら、安否が降っていない時など、土石流に備えた対応を判断する基準に該当していない状態で、
0:39:52	常設気象観測設備が機能喪失し、
0:39:55	その後、
0:39:57	構内の雨量が確認できない場合は土石流に備えた対応を行うかどうか判断できなくなりますので、
0:40:05	この場合は自治体が発令する警戒レベルを判断基準として、
0:40:09	警戒レベル 5 が出ている場合は、
0:40:13	代替測定場所へ配置します。
0:40:16	Pointの 2 ページをお願いします。
0:40:23	常設気象観測設備が機能喪失してから可搬式気象観測装置を配置するまでの期間は、
0:40:30	医療系が欠測するため、
0:40:32	莓。
0:40:34	3 時間及び 48 時間後までは無料での判断ができませんこととなります。
0:40:40	従って、その間に警戒レベルは警戒レベルの御発言された場合は、該当の可搬式モニタリングついマイニングポストについても、代替測定場所へ配置することとなります。
0:40:54	そのことにつきまして、本コメント回答にも追加しております。
0:40:59	前回ヒアリングでの確認事項に対する御説明は以上となります。
0:41:07	聞けたらテルイれるという御説明ありがとうございます。それでは本件についてご質問とあるわけでしょ。
0:41:21	規制庁のカドヤです。今の御説明の中であったの技術的能力のじゃないごめんなさい、補足説明資料でSA設備の補足説明資料の 99R1 ページの図なんですけど。
0:41:39	これからの御説明のあった土石流危険溪流っていうのをちょっと認識がもしなくてこれはあれでしたけど、どこかで御説明をいただいているものなんですってつけ。
0:41:55	中国電力の原です。こちらについては 6 条の説明資料のほうで説明させていただいておるといものになります。
0:42:04	3 ページの方に出た目標がDB側で説明がされていてってということなんです、ちょっとすいません。これ今青い水色、青とか水色の点で囲まれている、この後、囲まれた範囲内が
0:42:22	或いは扱いとしてはこの土石流危険区域と同じような考え方で扱うってことなんでしょうか。

0:42:31	中国電力の南です。こちらですね土石流危険渓流は崩れる側の班員を漏えいの危険渓流となりますので、危険区域のほうはその崩れた土砂が流れ込む。区域というところになりまして、
0:42:50	いずれにしろ人が立ち入ったりすると巻き込まれる可能性がある危険な区域ということで、こちらには立ち入らないという判断をすることにしております。以上です。
0:43:00	軽重から出たわかりました流れる側と流れた物が流れてくる側っていう流れ出ていく側と来る側っていうことで理解はしていただくいずれにしても扱いとしては同じように人が立ち入らないようにするっていうことは、
0:43:16	理解をしました。
0:43:18	これは何ですかね。はあポイント資料上フォロー今これはまとめ資料側にしか出て説明はないわけですけど、この今の5-2ページとか3ページについてそこは区別して追加しなかったのは何か理由があるんでしょうか。
0:43:38	中国電力のミナミに鉄、ちょっとすいませんこちらの少し悩んだんですけどを指摘事項のところですね海側へ人力等により運搬ということですね右側の絵と特に海側ナンバー3のことについて、
0:43:56	ご指摘いただいているという観点から、こちらについては危険渓流を示せばですね右側No.3がその危険すいません危険区域ですね、危険区域の範囲内であるということが返子できましたので、
0:44:11	こちらについてはそのような映像で地でさせていただきまして、合わせて同様のものはすべてまとめ資料のほうに反映するという考え方で今回の資料は提出させていただきました。以上です。
0:44:25	規制庁の金戸でペネ質問が
0:44:30	右側の方だったからっていう状況です。
0:44:35	これに
0:44:36	大体場所への配置位置変更の
0:44:40	判断基準っていうのは、
0:44:45	だからまとめ資料側流とプロで書いてあるのは何ページでしたっけ。
0:44:54	中国電力の方がですね、あとどうぞ。
0:44:59	96ページのほうになります。
0:45:05	来ⅡK0。
0:45:19	これ危険PDはどこに書いてあるんでしたっけ。
0:45:25	県警リング
0:45:29	聞いたのかで鉄塔96ページのところにやっぱ県、
0:45:34	危険渓流後期計画区域のほうは関係なく、

0:45:39	雨量で基準ことを書いていらっしゃるんですかね。
0:45:44	海の遺言を
0:45:48	ちょっとお尋ねしたかったのが、この今のお話でまだ土石流が流れ出る側の危険渓流等、石油が流れてくる側の土石流危険区域EPDMのがあるって、
0:46:02	それは両方同じように雨量でもって判断をしてこの場合は、基本位置におけなくって大体場所に置くようにしますっていう御説明と理解して、それがだから、その基本判断基準のところ、
0:46:20	FAI埋める形になっているかの確認。
0:46:26	中国電力の南です。今 96R1、補足説明資料のページをご確認いただいていると思いますが、こちらですね、下半分のポツの代替測定場所への配置位置変更の判断基準
0:46:44	こちら今回これが審査会合での指摘事項であったわけですけど、①番、アクセスルート等がないことなども踏まえて、
0:46:54	その作業安全等が確保できない場合、これはどのところも対象ですというところになります。そして②番がですね。海側No.3と2モニタリングポストのNo.234付近の基本入ってって、234のほうは、土石流危険渓流となりますが、
0:47:12	ここではですねそれが危険渓流だからとか危険区域だからとか、ここ区別せずにですね、ここはもう雨量が土石流発生に備えた対応を実施するための判断基準に該当した場合は、代替測定場所に変更するという判断基準設けているというところで、同様に扱っているという考えになります。以上です。
0:47:34	平常の壁ですべての市内で書いてますってことですね、何なのにも動的危険渓流に配置
0:47:44	いるんですけど、ちょっと 99 ページをある位置の分布から、
0:47:49	どういったちょっと判別できなかったんですけど。
0:47:55	中国電力の南です。こちらですね 6 条の資料で六条で御説明させていただいた資料から記載しているんですけど、このNo.2の付近はですね、実はこの外側がちょうどぎりぎりかかるというか、この敷地境界のぎりぎり率相当
0:48:13	ちょうどNo.2の1ぐらいというところから山がさらに山側というか、南側のほうが、土石流危険渓流の範囲に入ってくるというところですね、ちょうどここが図示が入るか入らないかのところになっておりますが、こちらも国交省の
0:48:30	ページなどを見るとはいつておる区域というふうになっておりますので、この岩盤にも含めてこの土石流の危険がある配置場所というふうに判断しております。以上です。
0:48:44	規制庁のカドヤでだからこれですねナンバー2の付近は右下のほうに向かって下っているようなイメージなんですけど、それが、
0:48:54	青い線が書いてないけど、

0:48:57	反対が右下側に移行流れ出ていくような良いイメージってことです。
0:49:07	中国電力の南です。そうですね。そうすると、少しとかそ計算で今ちょっと確認できなかったんですけど、国交省のハザードマップだと、こちらを一番危険このNo.2の辺りを起点にして、南側にずっとその係留が
0:49:23	続いているというふうになっておりますので、そのような考えになるというふうを考えております。以上です。
0:49:31	規程等のカドヤで行いました6条が話が別だとは思うのでいいんですけど、ちょっとこの監視測定のところでの今のまさに基本法人で基本配置のその考え方
0:49:48	99ページである1の図では
0:49:52	いう動的流危険渓流のところにNo1にかかっているんですけどよってというのがわかるような形で図示をお願いできればと思ってデイリーがどこまで書いていただく必要はないと思うんですけど、その観測点のところではなくてもそれがちょっとわかるようにしていただけないでしょうか。
0:50:09	中国電力の南ですご指摘理解しましたこちらの資料は適切に修正させていただきます。
0:50:20	以上です。
0:50:22	はい、よろしくお願いします。
0:50:34	規制庁のテルイですとか何かありますか。
0:50:39	はい。
0:50:41	。
0:50:43	すいません規制庁の中村です。簡易測定の気象観測設備の機能喪失警戒レベル5が発令される場合ってあるんですけども、警戒レベル5って基本的に災害が現に発生している場合に発令される。
0:50:58	それぞれになってくるんですけども、また御に従って利用ちょっとお聞かせいただいでよろしいでしょうか。
0:51:14	中国電力の南です。今考え方としましては警戒レベル、5段階の発生となっております、大雨警戒レベル5が大雨特別警報に該当する警戒レベルというふうを考えております。常に災害の発生が想定されるような状況や活動で命を守る最善な行動をとるべき。
0:51:34	東京都というふうにされておまして、本情報に基づいてこの後が発令された段階では、その土石流危険区域内での作業をもうこれこの絵はやめましょうというところ、まだ行く前の段階そのITちゃう決定する段階ですので、
0:51:52	当然土石流はその時点で起こっていないというところもちろんその警戒レベル5が発生していなくてもですね、土石流が発生していればもちろんそこにはもう

	いけなくなっていますので、当判断する基準としましては、以前の状態で警戒レベル 5 をもって、
0:52:11	判断基準としたいというふうに考えております。またこの警戒レベル 4 では来監視をさらに続けて準備、もうその判断をするかどうかという準備をつうその構えているというような状態として警戒レベル 4 も設定しておりますので、
0:52:28	そこから警戒レベル 5 が最終的な判断基準として設けたものであります。以上です。
0:52:36	ありがとうございますレベル 4 ではかんしまで指定レベル 5 になっている石油が起きないときに、判断の
0:52:45	起きてる状態で判断基準レベル 5 かどうかの判断すればに関しましてはよろしいでしょうか。
0:52:54	中国電力の南です。はい。ご理解でいというふうに思います。以上です。
0:53:03	規制庁ナカムラ生徒レベル 5 が多分一般的にはもう災害発生でレベル 4 で基本的には避難のはずですのでちょっとそこら辺の作業員の危険性とかそういうものを含めて、レベル 4 だと監視れることで、例えば判断基準
0:53:21	ということで、少し追記していただけると助かりますがいかがでしょうか。どうぞ。
0:53:29	各電力のミナミです。
0:53:32	少し記載についてですね適切にしたいと思います警戒レベル 5 としたというところですけど
0:53:40	基本的には警戒レベルので伝えレベルで出るというふうに考えておりますのである程度の範囲で、
0:53:48	出るというふうに考えております。本来雨量計がある際はですね、警戒レベルが 3 以上出ている段階でさらに構内の雨量計が警戒レベル 5 と同等の
0:54:03	雨量を観測した場合、短時間雨量ですみませんこれは保管アクセスの方でまた御説明させていただきますけど、3 年間で 150mm で 48 時間で 300、すいませんちょっとすいません。そういう
0:54:18	警戒レベル 5 のレベルが出た 3 さらに構内雨量計で実際に発電所で振っている状況を確認した場合というところにしておりますが、この粒径がわからない状態ですので、松Ac等の状態、鹿島町などの状態ですねそういう
0:54:35	黄色い範囲内でもう出た場合は、事前に判断するという考え方で今回設定したものであります。記載については、適切に修正させていただきます。以上です。
0:54:48	規制庁中野ですよろしく申し上げます。以上です。
0:54:59	経常デベロッパ一何かありますか。
0:55:03	はい。

0:55:06	きちっとヨシザキです。先ほどのなんか、
0:55:11	彼の質問のどう流下か。
0:55:15	理由の危険渓流の関係なんですけども、99 ページのある案のところ、
0:55:24	黄色い乾式ルーティングポストの配置位置への移動ルートっていうのと、どうせ気流危険渓流で少しかぶってるからですけれどもここは関係していかないんですか。
0:55:41	影響はどうなっているとかっていう説明
0:55:45	中国電力の南です。こちらですね国庫で示している範囲ではかぶってるかぶってないかというようなところもあるんですけど、基本的にはですねこの 345 付近、すいません案 234 付近のですね
0:56:04	データのルート上につきましても、国交省のハザードマップでは、さらに土石流の危険渓流となっております。ただそれよりも、東側であったり西側のルートにつきましても、こちらは土石流の危険渓流にはなっておりませんので、
0:56:23	それぞれの例えばモニタリングポストNo.5 付近であったり、モニタリングパーツナンバー1 付近につきましても、どちらかのルートから、右側マル秘ありまありというような形で到達することができますが、0234 付近につきましてももうルートも使えませんので、
0:56:43	こちらはもう代替測定場所に設定するというような考えになります。以上です。
0:56:51	規制庁日赤ですとする代替測定場所モニタリングポストさ三番とか、
0:56:57	4 番は、三番が、ここここかかってないんですかねそれともみ見えないんですけども。
0:57:06	。
0:57:08	中国電力の南です。こちらなのですがのモニタリングポストNo.3 の代替測定場所としてこれまで御説明させていただいていた赤い点線の丸の 3 ヶ所ですね、こちらアクセスルート上なんですけど、どこの位置自体はですね、土石流危険区域土石流危険
0:57:28	明瞭に関わってはおりません。しかしながら、ここに向かうアクセスルート上がですね土石流危険区域にかかっていたり土石流危険渓流にかかっていたりしてですねここに到達することは不可能になります。したがってまして土石流判断基準に該当するような場合ですね。
0:57:48	その場合に代替測定位置に設置した設定する必要がある場合は、これはですね今回すいません新たにですね、紫色の点線で示しておりますが、この紫の点線丸の位置、
0:58:03	こちらに大体ナンバー3 の代替としては設置配置するという考えで今回お示しさせていただいております。

0:58:12	その他のアクセスルート上につきましては、土石流の危険は土石流の危険はありませんのでを配置できるというふうに考えております。以上です。
0:58:29	規制庁指摘すごろアンカPowerPointにも書いてないんですかね。ちょっとこの
0:58:34	99 ページだと非常に見づらくて本当は書き岩盤接合そっか。
0:58:43	檀さんに対するか。
0:58:47	少し今、今のところをもう少しわかるように説明して欲しいんですけど。
0:58:55	中国電力の南です。今のナンバー3 の県となりますが、少々お待ちください。
0:59:13	中国電力の南でスプレイしました。まずまとめ資料のですね、96R1 のページ、補足説明資料のですね、失礼しました。こちらからご確認をお願いします。
0:59:26	先ほどの代替測定場所の配置位置の変更の判断基準の②のところ、当該のポストが該当しますよというところを御説明させていただいたんですけど、その次にですねもう一つ、交通のけておりました、
0:59:42	なお同期判断基準に該当する場合においてモニタリングポストNo.3、代替測定用の可搬式モニタリングポストは、当初計画している代替測定場所が土石流の影響を受ける恐れがあるため、土石流発生に備えた代替測定場所に配置すると。
0:59:59	いうところを記載しておりこれが先ほどの 99 ページの紫の 20 万点線丸に該当する配置場所というふうにしております。
1:00:09	御説明は以上です。
1:00:17	規制庁の容積率これで今まで同じ
1:00:23	今までより追加した砂がそれなりに説明して欲しいんですけど、
1:00:30	中国電力の南です。すいません、えっとですね、審査会合での指摘事項に対する回答においてですねこの今ちょっと海側というところかなというところですね記載をしているんですけど、こちらのモニタリングポストの配置の
1:00:48	土石流発生に備えた配置の考え方一式をですね、御説明させていただくというような形でですねその中でモニタリングポストNo.3 の話も出てきますので、そのような形でこの今回のコメント回答として説明させていただくということで考えますがいかがでしょうか。
1:01:08	来次々それでお願います。少しこれだけではなくてほかにも確認して影響のあるところにはきちんと適切に委託をしているということを説明してください。私から以上です。
1:01:23	中国電力の南です。了解しました。
1:02:17	下水道のテルイです。
1:02:23	今、今のお話に関連をして、

1:02:26	まず多分その土石流発生に備えた解体場所っていうのは、今回初めて、
1:02:36	はじめましてだと思うんですね。それから後来本日御説明の後気象観測装置のライターいい場所、
1:02:50	本体じゃ代替気象観測装置の大体場所ですね、もう多分今まであまりお見えに御説明がなかったところからとってるんですけど。
1:03:06	どうぞ。
1:03:07	今リングポストの代替測定場所のときにも大体場所がきちんと適切なものですよっていうご説明をいただいたと思うんですけど、今はその土石流本店に備えたガイドとかの監視測定設備の代替場所とかっていう今のその代替場所が
1:03:27	適切なんですよっていう説明で今、資料上どこかにありますでしょうか。
1:03:36	中国電力の南です。モニタリングポストのNo.3の代替箇所につきましては検知性などについては確認しておりますが、今のこちらの資料には少し説明を説明箇所が前と記載してない状態になっておりますので、
1:03:54	そちらにつきましては追記させていただきたいというふうに考えております。
1:04:00	あとは可搬式気象観測設備につきましては、最も等ですね可搬式気象設備は、ここに置くともしそこに置けない場合は、構内の気象観測条件が変わらない場所、構内の変わらない場所で置けるところに大体使えて、
1:04:18	大体場所に置くというような記載をさせていただいておりましたが今回でも、その一つ目の場所を設定すると。
1:04:28	可搬式モニタリングポストと同様に、事前に代替測定場所を一つ設定することで今回緊急対所付近のほうに設定したということになりますんで、そちらについてですねここでその構内の代表できるとかっていうところの記載はですね今のところは、
1:04:47	設置しておりませんので、それについても記載させていただきたいというふうに思います。以上です。
1:04:52	規制庁のてるやつを御説明理解しまして拠点もすでにそういうところも含めて確認済みでただまだ資料には落とし込んでないということだと思いますので、それはきちんとある資料に反映をしていただければと思います。
1:05:07	私から以上です。
1:05:14	中国電力の南です。了解しました。来たやつできちっと発注として次回の鉄道させていただきます。
1:05:23	規制庁テルイです。
1:05:26	ちょっと示しドラスティックにまではいかないけど、少し説明事項を口頭で今日の説明を受けますけれども、もし

1:05:37	会合までに関わった資料でもヒアリングをして欲しいとか、ご希望があれば、言っていただければというかかかる時間はありませんけれども、もしその修正した試料Bとヒアリングをしたいとか、
1:05:52	ということがあれば改めて申し出ていただければと調整させていただきたいと思います。
1:05:59	中国電力のタニウラです、すみませんちょっと資料を説明が足りずに申し訳ございません。資料修正いたしましたですね、ちょっと社内で確認してまたご連絡します。また、
1:06:12	早めにですね資料提出できるようにということで、ちょっと対応しますのでよろしく願いいたします。以上です。
1:06:22	はい、了解しましたのではまた資料言い直しいただいた上でご報告いただければと思うんです。
1:06:29	ほかにありますか。よろしいですか。
1:06:36	はい、中部電力側から何か追加でありますか。
1:06:43	特に御説明で以降はございません。以上です。
1:06:48	はい、わかりました。それでは、本日、FAIが、ヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。